

# 10月分から年金額が改定されます

〈問い合わせ〉 熊本東年金事務所  
Tel 096(367)2503

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2・5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、年金財政の改善と、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図るために、今年10月と平成26年4月および、平成27年4月に段階的に特例水準を解消することになりました。このため、今年10月以降に支払う年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1・0%の改定が行われます。

■今後の解消スケジュール

- 平成26年4月 マイナス1・0%
- 平成27年4月 マイナス0・5%

を予定しています。

※物価・賃金上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。

## 10月からの年金額改定に関するQ&A

**Q** なぜ、今年10月からの年金額が下がったのですか？

**A** 現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2・5%高い水準（特例水準）となっています。そのため、平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代（将来の年金受給者）の将来の年金額の確保と、世代間の公平を図るために、本年10月以降に支払

う年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1・0%の改定が行われます。

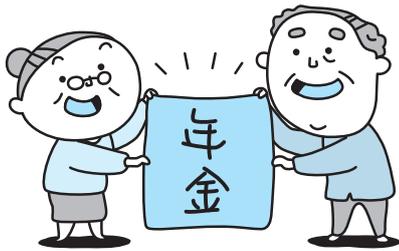
**Q** いつの年金支払いから適用されますか。

**A** 改定後の年金については、今年12月（10月・11月分）からの支払いとなります。

**Q** 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

**A** 改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。



## 身体・知的・精神障害 合同相談会を開催します

身体・知的・精神に障がいのある方とその家族の方を対象にした合同相談会を開催します。福祉サービスの利用、就労、身障手帳等各種の手続き、地域生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

**日時** 10月28日(月) 午前10時～正午  
**場所** 白水保健センター会議室（役場白水庁舎内）  
**相談員** ・相談支援事業所（高森寮・時計台）  
・熊本県北部障害者就業生活支援センター  
・南阿蘇村住民福祉課

※日時と場所をお間違いのないようにお越しください。  
※予約は必要ありません。

〈問い合わせ〉  
役場 住民福祉課 福祉係 Tel 0967(62)9195

## あそ・福祉のお仕事就職面接会2013 「介護就職デイ」を開催します

福祉・介護・保育関係への就職を希望する人と福祉・介護・保育関係事業所（10事業所程度を予定）との合同就職面接会を開催します。

資格取得や就職に関する相談コーナーも設置します。福祉・介護・保育の仕事への就職を希望する人や、関心のある人の参加をお待ちしています。事前の申し込みは必要ありません。履歴書を複数ご用意ください。

**日時** 11月7日(木) 午後1時～3時  
※受け付け 午後2時30分まで  
**場所** ホテルサンクラウン大阿蘇（1F マグノリアホール）  
阿蘇市一の宮町宮地4518-4

**持ってくる物** 履歴書（複数）  
**申し込み** 必要ありません

〈問い合わせ〉  
ハローワーク阿蘇 Tel 0967(22)8609